宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和5年12月18日(月) 午後2時30分から審議終了まで 場 所 県庁9号館3階933号室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 審議事項 ドラッグコスモス宮崎大橋店の新設に係る届出について
 - (2) 審議事項 (仮称) ドラッグストアモリ延岡恒富店の新設に係る届出について
 - (3) 審議事項 (仮称) ニトリ日向店の新設に係る届出について
- 4 その他
- 5 閉 会

令和5年度 第3回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和5年12月18日(月) 午後2時30分から午後3時15分まで

出 席 甲斐委員、黒木委員、嶋本委員、 関戸委員、髙橋委員、相馬委員

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) ドラッグコスモス宮崎大橋店の新設に係る届出について
 - ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
 - ② 地元説明会の状況(事務局)
 - ③ 宮崎市からの意見説明(事務局)
 - ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
 - ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

髙橋委員 「騒音規制法又は宮崎市公害防止条例に定める騒音発生施設に該当する場合は届出を行う こと」となっているが、どのような時に該当するのか。

事務局 | 空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機を設置する場合は、基本的に該当する。

黒木委員 宮崎市の条例を見たところ、騒音規制法よりも基準値を厳しく設定しているようだ。

相馬委員 駐車場について、駐車場の配置に隙間があるのは何か理由があるのか。

事務局 店舗部分が2階、1階部分が駐車場となっており、柱が建っている関係で駐車場の配置に 隙間がある。

関戸委員 廃棄物保管施設の横につける遮音フェンスの設置場所はどこか。

事務局 荷さばき施設の右側に住居部分があるが、こちらの敷地境界線上に遮音フェンスを設置する予定と確認している。

関戸委員 それは、荷さばきの音とか、廃棄物処理収集車の作業音の対策としてか。

事務局 騒音源から近接の建物なので、近隣住民と協議の上で、どのように遮音フェンスを設置するか協議の上設置した。

関戸委員 店舗側の配慮として、遮音フェンス設置について住民と協議をしたということですね。

甲斐会長 他に何か意見、質問等はないか。

甲斐会長 | 意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

事務局│「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長 それでは、事務局から説明があったとおり、(「意見なし」と) 知事に答申してよろしいか。

(異議なし。)

それでは、そのように知事に答申することとする。ありがとうございました。

- ② (仮称) ドラッグストアモリ延岡恒富店の新設に係る届出について
 - ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
 - ② 地元説明会の状況(事務局)
 - ③ 延岡市からの意見説明(事務局)
 - ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告(事務局)
 - ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

事務局 計画段階から c 方向について予測する上で配慮する設置計画であり、住民の方に対しても遮音フェンス設置の説明を行い、協議は済んでいるものである。

黒木委員 基準値をクリアしていて、遮音フェンスを設置する必要がないのかと思うが、設置 の意図は何か。

事務局 c 方向について予測する際に、遮音フェンス設置の効果として、回折減衰量で数値 は減っている。(該当ページについて提示し、説明。)

黒木委員 等価騒音ではなく、夜間の c 方向の敷地境界線上の予測の対策として行われている のですね。

関戸委員 廃棄物等の保管施設が小さめだと思うが、宮崎市の場合だと、廃棄物処理業者の都合等を考慮し保管容量に余裕を持つように留意事項を伝えている。 延岡市としては、この件について特に留意事項は出ていないか。

事務局 延岡市から留意事項として出てきてはいない。 届出として、指針値の容量を満たす大きさの廃棄物等の保管施設であり、問題ないと考える。

髙橋委員 留意事項の「透水性舗装等の雨水流出抑制」について具体的に教えて欲しい。

事務局 上下水道局の方からの意見であり、雨水流出抑制への協力として、通常の舗装より も透水性舗装を提案しているものである。

関戸委員

駐車場の舗装を普通のアスファルトではなく、透水性の高いものにすることで、雨水流出を抑制し、雨水を地下に逃がすということだと思う。

嶋本委員

d方向には遮音フェンス設置の計画はないのか。

事務局

d 方向について、遮音フェンス設置の計画は聞いていない。

嶋本委員

10km/h 走行で基準値をクリアするからであり、飲食施設との兼ね合いもあるのだと思うが、設置の可能性があるならば、そういう配慮をしてもよいのかなと思う。

関戸委員

今の件は、飲食店の駐車場の部分になるのか。

事務局

大店立地法の届出なので、飲食店の面積部分は含まれていないが、大店立地法の届出の中で、出入口 No.3というd方向に設置されている出入口も当該店舗の利用者も利用してよいことになっているので、当該店舗の利用者の来客車両走行音をみている。飲食店専用駐車場の利用者については加味されていない。

関戸委員

飲食店の騒音等についての責任はどうなるか。

事務局

大店立地法の届出の対象ではないので、今回の届出の予測については含まれていない。飲食店は飲食店として、苦情等があれば対策等は講じると思う。

関戸委員

既に営業中の飲食店なのか。これは面積が小さいから対象外となるのか。

事務局

今はまだ建っていない。先に当該店舗がオープンしてからだと思う。

面積の大小にかかわらず、大店立地法上、飲食店は対象外となっている。大店立地 法では、小売業を行うための店舗面積が1,000㎡以上の場合に届出を行うこととなって いる。この飲食店が小売業であれば、当該店舗と一体として審査することになる。

甲斐会長

他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

事務局

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長

それでは、事務局から説明があったとおり、(「意見なし」と)知事に答申してよろ しいか。

(異議なし。)

それでは、そのように知事に答申することとする。

ありがとうございました。

- ③ (仮称) ニトリ日向店の新設に係る届出について
 - ① 届出内容及び経緯説明(事務局)
 - ② 地元説明会の状況(事務局)
 - ③ 日向市からの意見説明(事務局)
 - ④ 大規模小売店舗立地庁內連絡会議審査結果報告(事務局)

⑤ 質疑及び審議

甲斐会長

事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

黒木委員

無指定地域について、騒音予測でC類型となっているが、協議等をしたのか。

事務局

設置者からC類型として提出され、県としてその内容を認めたものである。

関戸委員

従業員用駐車場については、こんなに沢山いるのか。

事務局

従業員用駐車場の台数については、設置者が従業員数などの想定により算出してい るもの。騒音影響を考える際には、来客車両走行音の予測もしっかりと行われている ので、騒音予測対策としているわけではない。

髙橋委員

他の市町村に比べ、日向市の留意事項は「特になし」となっているが、この案件に ついて問題点が見当たらなかったということか。

事務局

該当市町村に店舗計画について、意見・留意事項の有無について確認した中で、こ の案件については「特になし」となったもの。

黒木委員

延岡市や宮崎市の場合、騒音規制法以外にも、冷凍冷蔵用屋外機等について別の規 制をつくっているが、日向市についてはそれがないので、騒音規制法だけでみると、 該当するような留意事項がなかったのかなと思う。

甲斐会長

現場を見てみたが、工事が全く始まっていないような状態だった。設置者の方から 何か報告や変更等の連絡は来ているのか。

事務局

特に連絡は来ていない。届出上の建築着工予定年月日や完成予定年月日は、あくま でも予定なので、多少遅れてくることはあるかなと思う。

甲斐会長

他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見(案)を事務局でまとめてほしい。

事務局

「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

甲斐会長

それでは、事務局から説明があったとおり、(「意見なし」と)知事に答申してよろ しいか。

(異議なし。)

それでは、そのように知事に答申することとする。

ありがとうございました。

- 4 その他
- 閉会 5